（九州運輸局総務部総務課長）
同　石橋　弘二
九州運輸局宮崎運輸支局長に昇任させる
（九州運輸局総務部人事課長）
同　尾辻　幸造
九州運輸局下関海事事務所長に転任させる
（東京航空局空港部管理課長）
同　渡辺　啓司
丘珠空港事務所長に転任させる
（丘珠空港事務所先任航空管制運航情報官）国土交通技官　今井　直明
中標津空港出張所長に昇任させる
（那覇空港事務所施設部先任施設運用管理官）同　上野　哲郎
大島空港出張所長に転任させる
（鳥取空港出張所長）同　右山　征二
大阪空港事務所施設部先任施設運用管理官に転任させる
（種子島空港出張所長）同　福留　房美
鳥取空港出張所長に配置換する
（新潟空港事務所先任施設運用管理官）同　渡辺　哲
種子島空港出張所長に昇任させる
（浜松航空無線標識所長）同　脇田　恒太
広島空港事務所次席航空管制技術官に転任させる
（対馬空港出張所長）同　岡村　茂隆
福岡空港事務所施設部先任施設運用管理官に転任させる
（東京空港事務所施設部主幹施設運用管理官）同　桑原　秀樹
対馬空港出張所長に昇任させる
（加世田航空路監視レーダー事務所長）同　福山　勇人
鹿児島空港事務所システム運用管理官に昇任させる
（美保空港事務所先任航空管制運航情報官）同　水上　岩雪
佐賀空港出張所長に昇任させる
（高松空港事務所総務課長）国土交通事務官　宮里　徹
奄美空港出張所長に昇任させる
（関東運輸局企画観光部長）同　小瀬　達之
海上保安庁に出向させる
（総務省大臣官房付）総務事務官　本間　裕康
小笠原総合事務所事務官（小笠原総合事務所長）に昇任させる
（九州地方整備局大分河川国道事務所長）国土交通技官　谷村　昌史
九州地方整備局道路部道路調査官に転任させる
（道路局国道・防災課長補佐）
同　奥田　秀樹
九州地方整備局大分河川国道事務所長に転任させる
（航空局空港部環境・地域振興課長）国土交通事務官　横田　真一
消防庁に出向させる
（総務省大臣官房付）総務事務官　加松　正利
航空局空港部環境・地域振興課長に転任させる
（近畿地方整備局淀川河川事務所長）国土交通技官　小俣　篤
河川局河川環境課河川保全企画室長に転任させる
（大臣官房付）同　森川　一郎
近畿地方整備局淀川河川事務所長に転任させる
（以上四月1日）
独立行政法人自動車事故対策機構監事に任命する
（四月十五日）
（大臣官房官庁営繕部管理課長）
国土交通事務官　小林　利之
大臣官房付に配置換する
（大臣官房付）同　稗田　昭人
大臣官房官庁営繕部管理課長に配置換する
（九州地方整備局総務部長）同　上田　洋平
大臣官房付に転任させる
（総合政策局不動産業課不動産業指導室長）同　姫野　和弘
九州地方整備局総務部長に転任させる（以上四月二十三日）
独立行政法人奄美群島振興開発基金理事長に任命する（四月二十八日）
（大臣官房付）国土交通技官　鈴木　篤
辞職を承認する（四月三十日）
（独立行政法人水資源機構本社ダム事業部次長）　安田　成夫
国土交通技官（大臣官房付）に採用する（五月1日）

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５７２号
名古屋市中川区吉津５丁目1301番地　松下南荘１棟304号
債務者　松元　民子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１２号
名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地　戸田荘10棟409号
債務者　浅香　祐
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８９４号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字伊勢木104番地17
債務者　橋本　淳
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１００２号
愛知県小牧市中央２丁目143番地　フォルツァ中央３Ｃ号
債務者　長谷川忠士
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０１４号
名古屋市緑区鳴海町字上ノ山34番地の18　上ノ山連棟長屋
債務者　坂田　雄洋
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０３４号
名古屋市名東区極楽５丁目136番地　エミネンス名東208号
債務者　中山　之年
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１１１号
名古屋市南区要町２丁目15番地の１　ひまわり荘16号
債務者　山下登志明
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部